

戦没者等のご遺族のみなさまへ大切なお知らせ

第10回特別弔慰金の支給について

■特別弔慰金の趣旨

戦後70周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。今般の法改正により、特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、ご遺族のおひとりに支給します。

■特別弔慰金受給の対象となる方

戦没者等の死亡当時のご遺族で、次の項目に該当する方

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ① 父母 ② 孫 ③ 祖父母 ④ 兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

注意: 請求期間が過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなります。

■請求窓口・お問い合わせ

〒907-8501石垣市美崎町14番地 石垣市役所 市民保健部市民生活課

電話: 0980-82-1253 ファックス: 0980-83-9255